

第 8 1 7 回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成 2 3 年 6 月 2 7 日（月）午後 1 時 3 0 分から
場 所：県行政庁舎 1 6 階 教育委員会会議室

- 1 出 席 点 呼
- 2 開 会 宣 言
- 3 第 8 1 6 回教育委員会会議録の承認について
- 4 第 8 1 7 回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
 - (1) 東日本大震災について
 - (2) 平成 2 4 年度使用教科用図書採択基準等について (義 務 教 育 課)
 - (3) 平成 2 4 年度県立高等学校組織編制計画について (高 校 教 育 課)
 - (4) 宮城県文化財保護審議会緊急提言について (文 化 財 保 護 課)
- 6 専決処分報告
 - (1) 第 3 3 1 回宮城県議会議案に対する意見について (総 務 課)
 - (2) 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総 務 課)
 - (3) 職員の人事について (総務課・教職員課)
 - (4) 宮城県社会教育委員の人事について (生 涯 学 習 課)
- 7 議 事
 - 第 1 号議案 職員の人事について (総 務 課)
 - 第 2 号議案 学校教育法施行細則の一部改正について (総 務 課)
 - 第 3 号議案 教育財産管理規則の一部改正について (総 務 課)
 - 第 4 号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について (教 職 員 課)
 - 第 5 号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について (高 校 教 育 課)
 - 第 6 号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について (高 校 教 育 課)
 - 第 7 号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について (高 校 教 育 課)
 - 第 8 号議案 宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について (ス ポ ー ツ 健 康 課)
- 8 課長報告等
 - (1) 宮城県震災復興計画（第 1 次案）について (教 育 企 画 室)
 - (2) 平成 2 4 年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について (高 校 教 育 課)
 - (3) 平成 2 4 年度宮城県公立高等学校入学者選抜について (高 校 教 育 課)
 - (4) 学校の屋外プールの水質サンプル検査結果について (ス ポ ー ツ 健 康 課)
- 9 資 料（配付のみ）
 - (1) 平成 2 3 年 3 月高等学校卒業者の就職内定状況（5 月末現在）について (高 校 教 育 課)
 - (2) 宮城県美術館特別展「フェルメールからのラブレター展」について (生 涯 学 習 課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉 会 宣 言

第 8 1 7 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 3 年 6 月 2 7 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 青木委員, 小林教育長

4 説明のため出席した者

高橋教育次長, 吉田総務課長, 鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 熊野義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 齋藤施設整備課長補佐 (総括担当), 山内スポーツ健康課長, 西條参事兼生涯学習課長, 後藤文化財保護課長外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 1 6 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 1 7 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 勅使瓦委員及び青木委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

(3) 職員の人事について

(4) 宮城県社会教育委員の人事について

7 議事

第 1 号議案 職員の人事について

第 6 号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

第 7 号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

第 8 号議案 宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について

委 員 長 専決処分報告の (3), (4), 第 1 号議案及び第 6 号議案から第 8 号議案までについては, 非開示情報が含まれていることから, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議等については, 秘密会とする。

秘密会とする案件のうち, 第 1 号議案については本日速やかに事務処理を行う必要があることから, 先に第 1 号議案のみを秘密会で審議し, 残余の秘密会案件は, 次回教育委員会の開催日程決定後にその審議等を行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 東日本大震災について

(説明者 : 教育長)

6 月 2 2 日現在の被害状況と, これまでの取組状況並びに今後の取組について, 前回委員会の報告から変

更のあった点を中心に御報告申し上げます。

1 「被害状況」について、(1) 6月22日現在の「人的被害」は、公立学校幼稚園の幼児・児童・生徒の死亡者が311人、安否不明者が51人で、合計362人となっている。教職員は死亡16人、安否不明3人で、合計19人となっている。(2) 「施設被害」について、公立学校施設で約775億円、社会教育施設で約285億円、文化財施設等が約58億円。今回から国の取りまとめ項目に追加を行った国立学校施設が690億円、研究施設等14億円となっており、その合計は約1,822億円となっているところである。

(3) 「県立学校等への避難状況」について、6月23日現在で県立高校等6施設が避難所となっており、避難者数は515人である。前回報告から1校の避難所が閉鎖となり、避難者も575人減少している。

2 「県立学校について」、(1) 「県立高等学校」の①「これまでの取組と対応について」は、ニ「雇用確保のための対策」として、就職未内定者及び内定取消を受けた卒業生を、県立学校等の臨時職員として採用し、6月15日現在、32校に46人を配置しているところである。②「今後の支援策」のイ「奨学金の対応」について、被災生徒を対象とした奨学金を、新たに設けることとしているものである。③「学校再建に向けた取組について」、他校へ間借りするなどして再開した県立高校4校のうち、農業高校と気仙沼向洋高校は仮設校舎の建設に着手しており、今年の秋の完成を目指しているところである。(2) 「県立特別支援学校」について、6月中旬より全校で完全給食を実施しているものである。

3 「市町村立学校について」、(3) 「市町村教育委員会への支援」として、要請のあった市町村立学校の応急危険度調査を実施したところである。また、完全給食に向けた相談・支援を行っているが、30市町村で完全給食が実施される状況になっている。

4 「甚大な被害を受けた公立学校に係る人的支援について」、(1) 「教職員の加配要望について」は、高等学校で8人追加され、25人の加配が認められているものである。(2) 「他自治体からの教員等の受け入れについて」、1都1県から73人の教員派遣を受け、県内の各学校に配置しているほか、災害復旧に当たる技術職員6人の派遣を受け入れているところである。(4) 「緊急学校支援員の配置について」は、6月15日現在、53人を任用している。

6 「学校の再開に向けた取組について」、(2) 「通学手段の確保について」は、校舎移転により移動を余儀なくされた4校のスクールバス利用生徒数が、6月1日現在で1,024人となっているものである。

7 「他都道府県及び文部科学省等からの支援について」、(1) の支援職員の派遣の受け入れは、全国から支援があり、6月10日現在、教員等及び臨床心理士等が各々延べ約700人、技術職員が延べ約50人となっているものである。(3) 「文部科学省からの支援」では、応急危険度調査のため延べ64人の職員派遣を受けている。(4) 「国の1次補正予算」では、学校施設の復旧費等が予算化されたことから、これに対応し、県の5月補正予算に計上したところである。

8 「学校等における放射線量の測定」について、県ではこれまで県内の11地点でモニタリング調査を実施しているが、空間放射線測定器が今月中に全市町村に配付される予定であり、県内全ての学校で空間放射線測定ができる体制が整うことになる。また、プールの水質については、東北大学の協力を得て、県内小中高49校でサンプル調査を実施しており、その結果についても広く周知することとしており、その詳細は、後の課長報告で行うことにしている。

以上が、震災から3ヶ月半経過した現時点での状況である。本格的な復旧・復興はこれからという中で、依然として課題は山積しているものである。今後の教育環境の正常化に向けて、鋭意取り組みをすすめてまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

佐々木委員 震災孤児の数が把握できていれば伺いたい。色々な会議で他県の方と話をしているなかで、その県のロータリークラブ等で、「震災孤児に対する経済的支援を是非行いたい。」という申出を受ける場面があるので、その支援の申出を受け止める部分も伺いたい。

教育長 この場に、本日現在での正確な人数を持ち合わせていないが、約110名という人数になっている。そのうち2名が児童養護施設で対応しており、その2名を除いた子どもたちは、全員、親戚に引き取られていると理解している。

委員の話にあった震災孤児に対する金銭的な支援については、県の内外、そして様々な団体からその申出が来ている状況である。団体独自で奨学金等の支援を行うというものもあれば、「寄付をするので、県において対応してほしい。」という声もある。今後、それらの支援の声にどう応えるか、そして震災孤児への支援をどのように進めるのか、県庁内で調整を行っている状況にあり、早急に対応したいと考えている。

佐々木委員
教育長

県の窓口は、どこになるのか。

児童福祉的な面で見れば、保健福祉部になるが、奨学金に特定した話になれば、教育委員会の担当ということもあることから、その庁内調整を進めているところである。

佐々木委員

来月には夏休みの時期になる。いままでは、学校の教育の場を整えるのに注力し、何とかこの段階まで来たと思うが、その夏休みの取り方、又は授業時数、行事等の消化策について伺いたい。

義務教育課長

小中学校については、教育課程の様々な遅れを正常に戻したいということから、各市町村教育委員会では夏休み、冬休み、春休みに、その遅れた分の対応を分散することとしている。その中で、夏休みは3日程度の短縮を予定している。夏休みの始まりを遅くするところもあれば、中学校では「中体連」の関係から夏休みの終わりを早めるというところもある。

そのほか、全国の大学から、夏休みにボランティアで学習等の支援を行いたいという申出を受けている。各大学が個別に各市町村に入るのでは、受け入れ側に負担がかかるため、宮城教育大学に窓口になってもらい、各市町村のニーズに応じて支援をいただくこととしている。また、他都道府県では、それぞれの「教員初任者研修」を実施せずに、それによって生じた人的資源を、夏休み中の被災学校の支援に充てたいということで、多くの方々が、本県に「夏休み支援」で来ることになっている。

高校教育課長

高校については、学校長の判断で夏休みの期間を決定できることから、7月末から8月初旬までを授業日にしている高校がある。併せて、春の段階で文科省の通知があり、授業時数で不足する分は、土曜日の活用も可能ということも踏まえ、各学校において授業時数の確保に取り組んでいる状況にある

勅使瓦委員

被災生徒を対象にした奨学金の新設について期待している。現時点における、既存の奨学金との相違点を伺いたい。

教育長

新設する奨学金については、その詳細を検討中であるため、明確な部分はまだ御報告できないところであるが、奨学生の採用方法についての考え方や、奨学金の将来の償還における要件について、「被災」に対する配慮をどのようにするかなどを検討中である。

佐竹委員

放射線量について、「県南の13市町に測定器を配付済み」とあるが、今月もあと数日である。残りの22市町村に対しては、学校単位で配付ということであるのか。この報告にある「全ての学校でも測定できる体制が整う。」ということは、各学校に測定器が配付されるということであるのか。

教育長

県内全市町村に1台ずつとなる。県南13市町については、5月初めに配付済みであるが、それを利用して各学校での測定を実施しているところもあれば、市町独自に測定器を購入し、よりきめ細かに測定を行っているところもある。今後、県で配付する測定器でどのように学校での空間放射線量を測定するかについては、各市町村で十分に考えるものであると思料される。

(2) 平成24年度使用教科用図書採択基準等について

(説明者：教育長)

資料は1ページから4ページまでとなる。加えて、別冊の資料が2冊となる。本年度は、平成24年度に中学校及び特別支援学校等で使用する教科用図書の採択の年である。採択基準等については、4月27日に

県教科用図書選定審議会に対して諮問し、この諮問に対する審議の結果として、6月2日に資料2ページのとおり答申を受けたところである。

資料3、4ページの採択基準は、平成24年度に中学校及び特別支援学校等で使用する教科用図書を採択する際に、考慮すべき事項を示したものである。また、別冊の選定資料は、それぞれの教科用図書の特徴等について、具体的に分析・記述したものとなっている。

この答申に基づき採択基準及び選定資料を決定し、これを市町村教育委員会、採択地区協議会、県立中学校、県立特別支援学校、国立大学法人の各学校及び各私立学校に対し6月8日付けで通知をするとともに、公正かつ適正な採択事務が行われるよう指導・助言を行っているところである。

なお、報告の資料については、教科書採択事務の透明度を上げ、より開かれた採択とするため、県政情報センターでの公表資料となるものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

委 員 長 毎回、多少の議論はあるが、「採択基準」については、年によって大きく変わるものではない。そうはいうものの、そのときの時代を反映したり、地域状況の変化などを反映したりすることで、「今年はここが大きく取り上げられている。」という部分はあるか。

教 育 長 新しい「学習指導要領」を踏まえ、平成21年3月に文部科学省から、「今後、この指導要領に則って検定が行われた教科書の採択に当たっては、教科書の内容に十分配慮して調査研究を行ってほしい。」という通知が発出されている。今回、この採択基準の表現を検討するに当たっても、当該通知を念頭に置き、若干表現を変更している。

例としては、資料3ページの採択基準には「第1」「第2」とあるが、従来の採択基準では、この区分がなく、「第2」の部分だけとなっていた。今回、そこに「第1」というものを加えている。すなわち、「教科用図書の採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、(各採択権者の権限と責任の下、)その内容を十分に調査研究の上、公正かつ適切な採択をするものとする。」を冒頭に掲げ、このことを十分に念頭に置き採択をしてほしいという部分を強調したところである。

委 員 長 質問の趣旨としては、例えば「志教育」を宮城県教育委員会として、教育の新しい方向として打ち出しており、そのことが、ここの採択基準に、どのように反映されているか、あるいは議論がされたのかということである。

教 育 長 その点については、この選定資料を作成するに当たっての着眼点として、いくつかの観点を明確化している。審議会に対しては、その観点を踏まえた上で、選定資料を作成していただきたい旨お願いしたところである。

(3) 平成24年度県立高等学校組織編成計画について

(説明者：教育長)

資料は5ページとなる。この組織編成計画については、新県立高校将来構想に基づく再編・統合等の内容である。本県の中学校卒業生数は、平成元年をピークとし、現在まで減少傾向にある。今後も引き続き学級減を実施していかなければならない状況にあるが、東日本大震災の影響により、各地区の中学校卒業生徒数や地区間出入りの生徒数が現在も流動的であり、今年度末の生徒数を正確に把握することが困難となっている。そのため、平成24年度については、学級減を行うべき状況にはないと判断しているところである。

ただし、東部・石巻地区の女川高校については、新県立高校将来構想第1次実施計画で公表しており、町と連携しながら閉校に向けた準備を進めていることから、予定どおり募集停止とするものである。

なお、資料にはないが、仮称「美田園高校」の開校時期について御報告申し上げる。新県立高校将来構想第1次実施計画では、仙台第一高校の通信制課程を分離・独立させ、名取市下増田地区に現在建設中の教育・福祉複合施設において、平成24年4月に仮称「美田園高校」として開校させることとしているが、本年3

月の震災で教育・福祉複合施設の建設現場にも被害が発生している。震災発生時、現場は基礎ができた段階であったが、激しい揺れのあと、約1メートルの津波で一帯が水没し、汚泥や流木に覆われる状態となったものである。現在、被害状況の詳細を調査中であるが、新校舎の完成が開校時期に間に合わなくなる可能性が生じている。しかしながら、開校予定時期まであと9ヶ月ほどあることから、仮称「美田園高校」の開校時期自体を延期することは回避すべきと考えている。仮に新校舎完成が間に合わない場合でも、来年4月には仙台第一高校に同居する形で開校させ、新校舎が完成次第、移転するスケジュールを検討中である。詳細については、7月中旬に出される被害調査結果を受けて、改めて御報告申し上げる。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) 質疑なし。

(4) 宮城県文化財保護審議会緊急提言について

(説明者：教育長)

去る6月3日に、宮城県文化財保護審議会より、東日本大震災からの復興に向けての緊急提言「みやぎの文化の継承と発展のために」を受けたところである。今回の震災では、数多くの有形・無形の文化財が被害を受けており、大切に守り伝えられてきた文化財は、いまの世に生きる私たちの責務として後世に引き継いでいかなければならないものであり、その損失は貴重な財産を失うだけでなく、地域独自の文化・風土や、未来に向けた新たな文化形成の基盤を失うことでもあるという認識の下、審議会より提出されたものである。

提言は、復興に際し、今後のあるべき郷土の姿を描く上での文化財の果たすべき役割、文化財の保護について等、7項目で構成されている。その内容は、復興に伴うまちづくりに当たっては文化財を活かすことの必要性が指摘され、被災文化財の復旧や復旧工事に伴う発掘調査には費用を十分に確保すること。特別名勝松島の復興に際しては、住民生活と風致景観の両立について、十分な議論が必要であること。また、震災の資料を収集し、後世へ伝えることの必要性などとなっている。

今後の文化財保護行政の推進に当たっては、このような提言を真摯に受け止め、新たなまちづくりにおいては文化財が地域を特徴づけるものであることや、震災復興における文化財の果たす役割を十分に認識しつつ、被災した文化財の修復に努めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐々木委員 本日ではなくて構わないが、今回の震災で失われた貴重な文化財等についての一覧的な資料をお願いしたい。

教育長 後日、資料としてお示しするが、その概略を文化財保護課長から説明申し上げます。

文化財保護課長 今回の震災では、約300件に上る有形・無形、色々な文化財が被災している。それに加えて、津波に覆われた埋蔵文化財が500ヶ所程度となっている。最初の300件のうち、幸いなことに復元不可能となったものはなく、専門家の意見を受けつつ修復可能と考えている。しかしながら、今回の提言にもあるとおり、特別な技術によって修復しなければならないものであり、相当の費用が必要となることから、その点について、国に要望しているところである。

教育長 地震による被害を受けたものとしては、旧岩出山町の「有備館」の倒壊があり、津波によるものでは、石巻市文化センターにあった「毛利コレクション」と呼ばれる膨大な歴史、民族、考古資料が大きな被害を受けており、これらについては、「文化財レスキュー事業」ということで、現在、修復作業中である。概ねの用途はついていく状況であるが、できるだけ早く必要な措置を施して、応急的に保管ができる施設に移すということにしている。

委員長 内向きにはそういった話であると思うが、外向きには今回の被災の大きさから、「とりあえず復旧」ということに気持ちが集中している。例えば、「街並み」も、ある種の文化財という可能性があるが、そういったことから、街並みに対する視点が薄れかけて

いるように感じられる。教育委員会としては、新しいまちづくりには、そうしたものの継承ということについて、しっかりとしたアピールを行う必要があると思っている。

勅使瓦委員

今回、津波等で被害を受けた小中学校、高等学校が非常に多いが、その学校を新たに建設・設置するに当たって、報道等を見ていると、一般的には津波が到達した場所には、学校を置かないとなっている。その基準はどのようになっているのか伺いたい。例えば50センチの津波、1メートルの津波であれば学校を置くのか、一県民として見たり聞いたりしていても、よくわからない。学校等の津波に対する設置基準というのは、決まりつつあるのか。

施設整備課総括補佐

教育委員会として、確固とした基準とすべきものは、まだ持っていない。基本的に、津波が来たところ以外で候補地を考えるというスタンスである。

教育長

基本的に学校設置者の判断となる。一律の基準を定めるということは難しいと考えている。各市町村のまちづくりと関係のある話でもあり、新しく学校を造るときに、生徒にとって、住民にとって、あるいは将来のまちづくりにとって、どこに造るのが一番いいのかというのは難しい話となる。それぞれの地域事情によることから、最終的には学校設置者の判断になるものと考えている。

なお、新聞報道によれば、文科省で新しく学校を造るときの対応方策を検討中ということである。高台への建設、平地に建設するが高台までの避難・連絡通路を確保する、あるいは平地に建設するにしても高層の建物にするなどの方策が、近々公表されるということであることから、それらを参考にしながら、必要な助言・指導を行っていきたいと考えている。

10 専決処分報告

(1) 第331回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

資料は1ページから5ページまでとなる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成23年5月27日付けで知事から意見を求められたことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、平成23年5月30日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

はじめに、「予算議案」について、3ページの「第331回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。一般会計歳出予算として、21,251,100千円を計上しており、主な内容は、教育庁関連施設の東日本大震災に係る復旧に要する経費として9,317,800千円、被災した児童生徒等に対する緊急スクールカウンセラー等派遣事業に要する経費として436,000千円、さらに国の第1次補正予算に伴う「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金」を造成する費用として6,228,000千円を計上するとともに、この基金を活用し、被災により経済的に困難な状況となった世帯の幼児・児童生徒に対し、緊急的な就学支援等を実施する経費として5,248,000千円を計上している。

次に「予算外議案」の概要について、4ページを御覧願いたい。議第115号議案は、高等学校等育英奨学資金の貸付条件について、「連帯保証人及び保証人各1人」から「保証人1人」のみに変更することについて、所要の改正を行おうとするものである。議第116号議案は、国の第1次補正予算によって被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金が予算化されたことに伴い、東日本大震災による被害を受けたことにより就学等が困難な状況にある幼児・児童または生徒を対象とすることについて、所要の改正を行おうとするものである。議第148号議案は、東日本大震災により被害を受けた家庭に対し、入学金等の徴収期限の特例扱い並びに免除を規定する県立学校条例の一部を改正する条例を平成23年3月23日に専決処分したことについて、その承認を求めようとするものである。議第177号議案は、東日本大震災に伴う平成22年度宮城県一般会計補正予算として、教職員の震災対応に係る特殊勤務手当等に関する経費の増額補正と、国の交付金事業を復興事業を中心とした事業へ使途変更し、その減額補正することを平成23年3月31日付けで専

決処分したことについて、その承認を求めようとするものである。議第186号議案は、東日本大震災に伴う平成23年度宮城県一般会計補正予算として、県立学校等の施設設備等の応急復旧および破損・流出物品等購入に係る経費と、スクールカウンセラーの緊急派遣など、児童生徒等に対する各種支援事業の経費について平成23年4月1日付けで専決処分したことについて、その承認を求めようとするものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員 現段階で結構であるので、被災した学校の教員としてまだ兼務している教員はどのくらいの人数となっているのか伺いたい。それから、年度末の段階で、退職予定の学校長や教諭に学校支援のボランティアをお願いしたということであったと思うが、その方たちがどのような動きをしているのか伺いたい。学校運営の形が整いだし、次のステップへということと思うが、そういったボランティア先生がまだ残っているのか、どうしているのか確認したい。例えば、石巻市の場合だと、そのような人たちが動いていると聞いているところである。

教 職 員 課 長 年度当初、576名に兼務発令をしていたが、現時点では、ほとんどの教員が、本来の異動先の学校に異動しており、少し前の数字となるが、6月6日時点では420名について兼務を解除している。そこでの兼務発令者は156名であり、まだ4分の1強の兼務が残っている状況にある。これまでも説明してきたとおり、各学校や各職員の状況に応じて、連絡を取り合いながら兼務解除を行っている状況であり、特定の曜日や時間に、異動前の学校で何らかの支援等の活動をするということにも柔軟に対応している。

佐 竹 委 員 それも兼務扱いになるのか。

教 職 員 課 長 そうなる。そのような形で授業を受け持つという運用をしているものである。学校の実態に合わせて、個別の事情に応じて取り扱っているが、それも徐々に少なくなっているということである。

次に、退職した教職員による支援について、「緊急学校支援員」として退職教職員を任用し、当初の避難所の運営支援、心のケア、学校再開に向けた業務支援ということで、これまで53名を任用しており、学校のサポートに当たってもらっている。

佐 竹 委 員 現在進行形と考えてよいのか。

教 職 員 課 長 現時点の数字は、この場の資料として持ち合わせていないが、学校によっては、支援を求めたい業務に一定の目途がついたということで、5月末ぐらいからで「緊急学校支援員」の配置を終了したり、その反対で新たに配置の追加をしている学校もある。

佐 竹 委 員 兼務体制は、7月くらいで目途が立つのか

教 職 員 課 長 このままのペースの兼務解除であれば、委員の御指摘のような状況になるのではないかと考えている。いずれにしても、市町村や学校現場の状況を踏まえて、実態に合わせて兼務を解除しており、今後も同様の対応をしていきたい。

佐 竹 委 員 夏休みが明ければ、兼務発令者は転任先で新たなスタートを行うというイメージと考えてよいのか。

教 職 員 課 長 時期については、学校設置者とよく相談しながら、柔軟に対応したい。

(2) 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：教育長)

資料は6ページから13ページまでとなる。7ページの改正の概要を御覧願いたい。今回の改正内容については、大きく2点となる。

1点目は、教育行政に係る企画機能の一元化を図るため、総務課から教育企画室に分掌事務を移管することとし、第8条及び第8条の2を改正するものである。これに伴い、総務課の企画広報調整班は広報調整班と名称を変更する。

2点目として、平成23年7月1日から新たに職を設置することから所要の改正を行おうとするものであり、具体的には、高校教育課に新設する就職支援専門監に関連する部分として第17条関係、また、学校運営支援チームを統括する学校運営管理監に関連する部分として第18条、第24条の2及び第38条関係を改正するものである。また、この規則の施行期日は7月1日とするものである。

主な組織改編について、総務課長から御説明申し上げる。

(説明者：総務課長)

別添の「資料」を御覧願いたい。本年4月に予定していた組織改編については、震災対応を迅速かつ適切に実施するため見送ってきたところであるが、その対応をさらに進めるため、7月1日付けで組織体制の整備を実施するものである。

はじめに、1「教育庁」、関連で2「教職員課」について、学校運営支援チームについては、教職員の不祥事を契機として昨年12月に設置したところであるが、学校における震災対応あるいは防災拠点としての在り方を学校運営の視点からも検討する必要があることから、当該チームの主要な検討課題として加えたところである。平成23年度はチームを統括する学校運営管理監及び管理監の補佐役である教育庁副参事(学校運営管理担当)を新たに設置し、被災校を早期かつ重点的に訪問し、学校の教職員との意見交換を軸にワーキンググループ等において議論を重ね、行動計画策定の検討を進めてまいりたいと考えている。また、教職員の不祥事に係る未然防止対策に重点的に取り組むため、教職員課サービス制度班に職員を1名増員し強化を図るものである。

次に、3「高校教育課」について、これまでも高校生の就職指導については、鋭意取り組んできたところであるが、震災の影響により新卒高校生の就職環境が一段と厳しさを増していることから、新たに設置する就職支援専門監を中心にして新規高卒者の正規雇用に結び付く就職指導システムを確立し、県立高校の就職内定率の向上を図るための取組を強化するものである。

4「施設整備課」について、震災により県内の公立学校は甚大な被害を受け、早期に教育環境を回復する必要があることから、市町村立学校等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に支援するため、市町村施設班に職員を2名増員するものである。なお、6月1日から1都2県の技術職員4名の派遣を受け入れたところであり、当面として本年度末まで、技術的指導や相談等に対応してもらうこととしている。

5「スポーツ健康課」について、全日本実業団対抗女子駅伝競走大会が、今年の12月に本県で開催されることに伴い、必要な人員を既に配置済みであるが、今般、組織上の位置付けとして運営全般の進行管理及び関係機関との調整等に従事する課長補佐(調整担当)を設置し、大会準備・運営等に対応する体制を整備するため、スポーツ振興班に職員1名を増員するものである。

なお、施設整備課と同様に、スポーツ振興課と本日の資料に記載はないが生涯学習課においても、市町村立文教施設の災害復旧のため、6月1日付けで2県から技術職員を1名ずつ受け入れたところであり、教育庁全体では、現在6名の派遣職員に災害復旧業務に従事していただいている。

6及び7は、教育事務所関係となる。「東部教育事務所」及び「南三陸教育事務所」の両管内では、大震災による津波の被害を受けた小中学校が多数となっており、関係書類やデータ等が消失するなど、学校運営に支障が生じていることから、事務処理の正常化に向けた支援を行うための体制として、それぞれの事務所の総務班に職員を1名ずつ増員するものである。

最後に8「松島自然の家」について、大震災により本館及び野外施設が被害を受け、使用不能の状態となっていることから、組織体制を9名から5名に縮小し、地域支援に必要な一部の事業を継続しながら、今後の施設の方向性等の検討を進めていくこととしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

勅 使 瓦 委 員

今後の地震対応、その他の体制強化という部分について了解である。その中であってイメージがわからないものが、教職員課サービス制度班の増員である。増員により強化するということはわかるが、具体的に何をするのか、どこを重点的に取り組むのか伺いたい。

総務課長 昨年12月、学校運営支援チーム設置の際に、不祥事の多発を受けて、風通しのいい職場づくりとは、再発防止に向けた課題の見極め、あるいはまた、よく言われている教職員の多忙化等の解消を図ることなどの案件への対応ということで服務制度班の職員の増員を考えていたものである。今般、震災という大きな要因が発生し、学校運営支援チームの動きも、多少、その性格が変わってくるものと考えている。しかしながら、元々にある職員が抱える色々な問題の解決、特に風通しのいい職場にするためにどのようにすればよいのかといった視点は、変わらず必要なことであることから、そこに生じる事務について、増員した職員で適切に対応していきたい。

11 議 事

第2号議案 学校教育法施行細則の一部改正について

(説明者：教育長)

資料は4ページから17ページまでとなる。資料5ページの改正の概要を御覧願いたい。

改正の内容は2点となる。1点目は、1の(1)「学校教育法等改正による市町村立幼稚園設置廃止等手続の簡略化」であり、本年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されたことにより、学校教育法及び学校教育法施行令が改正され、従来は指定都市の設置するものを除き、都道府県教育委員会の認可が必要とされていた市町村立幼稚園の設置廃止等に係る手続きが、全て都道府県教育委員会への事前の届け出で行えることとなったため、所要の改正を行うものである。

2点目は、様式中の文言を適正な表現に改めようとするものである。まず、市町村立幼稚園の設置廃止等手続が届出制とされたことに関して、2の(1)に記載のとおり、認可申請書様式中の「幼稚園」の文字を削除するとともに、届出様式中の「(指定都市立のみ)」の文字を削除するものである。

次に、様式中の文言整理については、2の(2)に記載のとおりであり、イ、同一様式で学校種別により届出者が異なる場合があるものについては、様式中にその旨を表示すること、ロ、「中等教育学校」の表記が不足している様式に、この表記を追加すること、ハ、「各種学校」の表記の過不足を整理すること、この3点となるものである。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし。

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第3号議案 教育財産管理規則の一部改正について

(説明者：教育長)

資料は18ページから31ページまでとなる。まず、資料19ページの改正の概要を御覧願いたい。

改正理由は1に記載のとおり、平成18年の地方自治法改正により、行政財産のうち庁舎その他の建物等について余裕がある場合には、その用途または目的を妨げない限度においてこれを貸付け又は私権を設定することが可能とされたことを受け、本県の厳しい財政状況を踏まえた自主財源確保に向けた県全体での対応の一環として、教育委員会においても県立学校施設等の有償貸付けに取り組むものである。

「改正内容」は2に記載のとおり、貸付けを行うに当たり必要となる事柄を定める規定を新たに整備するもので、教育施設であることを考慮し、貸付けの用途はこれまででも施設の目的外使用許可によって設置を許可していた自動販売機の設置に限定することとしているものである。

改正内容の詳細については、総務課長から御説明申し上げます。

(説明者：総務課長)

引き続き、資料19ページの改正の概要の2を御覧願いたい。

まず、貸付の用途について、改正地方自治法では、特段、限定されていないものであるが、学校施設であ

るということを考慮し、無制限に貸付けを行うことは不適切であると考え、目的外使用許可において設置を認めていた自動販売機を設置する場合に限り貸付けを行うことが適当であると考えている。

次に、貸付事業者の選定について、2の(2)に記載のとおり、一般競争入札によることとしている。入札により複数の事業者を競争させ、もっとも高い金額で落札した事業者に対して貸付けを行うことで、その効果が高められるものと考えている。

2の(3)、貸付の期間については、3年を超えることはできないとしている。この期間があまり短いと、事業者側のメリットが少なくなり、貸付料が低く抑えられることが懸念され、逆に、長すぎると、施設使用上の必要性から貸付を解除したい場合などの対応に支障が生じることなどが懸念されるため、3年程度が適当であると判断したものである。

自動販売機の設置に係る施設等の貸付けは、知事部局においては、すでに所要の規則改正が行われ、今年度から貸付けが実施されているところである。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(質 疑)

- | | |
|-------|---|
| 佐々木委員 | 自動販売機の種類は何になるのか。 |
| 総務課長 | 学校の食堂や売店の近くに設置している主に飲料用の自動販売機である。 |
| 佐々木委員 | 不適切な販売になるとは思わないが、「飲料自動販売機」と明記したほうがよいのではないか。自動販売機にも種類が色々あり、様々なものの販売が可能になっている。一見して、常識外の自動販売機を設置するとは思えないが、「飲料自動販売機」と明記しては如何か。 |
| 総務課長 | 御指摘の懸念はあろうかと思われるが、貸付けの際には競争入札を行うものであり、その際の仕様書で「飲料の自動販売機」と指定を行うものである。今後、パン類等といった軽食なども扱う可能性もあるだろうと思われることから、そういった商品に関する部分については、仕様書により定めたいと考えているところである。 |
| 佐々木委員 | 例えば、パンもあるとなれば、文具、下着、生理用品、雑誌等といったものについても、将来的にはありうるということになっていくのではないか。 |
| 総務課長 | その点は、各学校の状況に応じることとなるが、必要最小限で貸付けを行うという原則があり、自動販売機の販売内容については、学校現場において不必要と判断されれば、その貸付けは認めない、行わないということになる。 |
| 勅使瓦委員 | 現在の県立高等学校での自動販売機の設置の状況はどのようになっているのか。 |
| 総務課長 | 学校の売店や食堂を運営する事業者が設置している形態が多いものである。地域によっては、事業者が、食堂とか売店での売上げのほかに、自動販売機の収入も加えた全額で、事業運営を行っている実態もあることから、貸付けに当たっては、そういった事情を有する学校は除外することとしている。また、競争入札を行うにしても、事業収益がより上がる場所を選んで貸付けを行っていくことになると考えている。 |
| | 本来の目的である売店や食堂といった生徒に関わる利便施設について、十分に事業者が確保できなくなる状況にならないよう、十分に注意の上、この貸付けを行ってまいりたい。 |
| 勅使瓦委員 | 学校の生徒規模が何人以上というような形で、一般競争入札の設定を行うのか。 |
| 総務課長 | 生徒規模で貸付け対象の学校を定めることとしていない。学校長の意見を踏まえて判断していくこととしている。現時点では、おおよそ13校程度になるのではないかと考えているところである。 |
| 委員長 | 以前、私が宮城大学にいたときの経験であるが、自動販売機の設置者と、食堂部門の事業者が別々で、自動販売機には、おにぎり、カップ麺など色々な商品があつて売上げも高く、食堂部門の事業者の売上げに相当の影響があつた。食堂事業者にすれば、自動販売機もセットで契約をしたいと、再三再四、要望が出されたが、過去からの経緯もあ |

り、結局のところ実現できなかったということがあった。ある意味、より多くの契約金を出してくれるということは、学校にとってメリットのあるところではあるが、実際の購買者は子どもたちであることから、その部分について、慎重な取り扱いをお願いしたい。加えて、自動販売機は、意外に壊されてしまうということがある。それも頻繁に壊されたりする。私の場合、子どもたちの「冒険遊び場」を行っているが、頻繁に壊されてしまう。もちろん、その管理・修繕は、設置者が行うこととなるが、遊び場でみんなが楽しんでいる所で、壊れた自動販売機がたとえ一日でもあると、気分がよくないということがある。学校においては、そのようなことは少ないとは思いますが、他人に不愉快な気持ちを引き起こさせてしまう可能性があるということで、十分に配慮をしていただきたいと思うものである。

それから、対面販売を通じて、店の人が、買いに来た子どもたちの様子の違いに気付いてもらうという場面も多々あるだろうと考えている。そのような学校以外の人たちが、子どもたちの小さな異変に気付いてくれるという場面を残していくということも、この自動販売機を設置していこうとしている上で、実は重要なことではないかと思っている。

県の財政上の要請によるものであることから、細かいことや難しいことを言うべきではないかもしれないが、「教育機関」の中に設置するものである以上、こうあるべきという姿勢は明確にしておく必要があると考えているところである。

総務課長

今回については、県としての方針ということで、県財政の健全化を図るということも重要な責務であると考え、県教育委員会としても、その方針に協力する必要があるという大前提に立っているものであるが、決して「自動販売機を、どんどん学校に設置しよう。」ということではない。「既存の学校等で条件が適合しそうなところを選択して行う。」ということである。先行している知事部局の例では、収益面で見ると、目的外使用許可としていたときよりも高額な貸付料になったということも出てきている。その効果と教育現場というバランスを踏まえた上で、教育委員会として、今回の方針に協力を行う規則改正を提案しているものである。

勅使瓦委員

競争入札で契約金額が高くなるにしたがい、自動販売機の商品販売額が高くならないよう配慮願いたい。県の収入が増す分、子どもたちの出すお金が増えてしまうのでは意味がない。

(委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第4号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

資料は32ページから41ページまでとなる。資料33ページの改正の概要を御覧願いたい。

先般の5月議会において、職員の育児休業等に関する条例の一部改正が可決され、同じ任命権者のもとで引き続き在職した期間が1年以上であり、子どもの1歳の誕生日以降も引き続き在職することが見込まれるなど、任用が長期にわたる非常勤職員について育児休業が可能となったものである。それに伴い、教育委員会規則で定める非常勤職員に係る育児休業の承認の請求手続に関する規定の整備などを行うものである。なお、この規則は公布の日から施行するものである。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(質疑)

勅使瓦委員

非常勤講師に係る育児休業等ということであるのか。

教職員課長

条例の改正により、非常勤職員の育児休業が可能となったものであるが、その対象は、引き続き在職した期間が1年以上であって、子どもの1歳の誕生日以降も在職することが見込まれる非常勤職員ということとなる。

非常勤講師については、基本的に任用は1年以内であり、授業のある時間単位で任用していることから、その講師が育児休業となると、そもそも授業が行えないということにもなり、今回の育児休業の対象者には該当しないものである。

教育委員会としての任用者で対象となる非常勤職員は、特別支援学校等における給食調理員や農業高校の動植物管理員など、非常勤ではあるが、その任用が長期に継続する職員が対象となり、人数としては100名程度が対象となる。

勅使瓦委員　　そうであっても、非常勤職員の任用期間は基本的に1年である。年度末の3月31日までの期間で一度線が引かれており、その先の任用は不確定な状況であるのに、育児休業が可能というのは、「意味があること」であるのか。

教職員課長　　将来において、非常勤講師に育児休業の取得を認めようとする可能性がないわけではないが、今回の改正は、常勤職員の4分の3程度の時間を勤務している非常勤職員を前提としており、その職員も御指摘のとおり任用は1年間とはいえ、実際のところはその任用の更新があることから、今回の対象として想定されているものである。

勅使瓦委員　　制度として理解はできるが、教員の育児休業の人的補填ということで非常勤講師という仕組みも活用されており、その非常勤講師の代替に、また非常勤ということでは、学校の授業、特に生徒たちへの指導の継続性という面で、何らかの弊害が起きるのではないかと思うが如何か。

教職員課長　　補足申し上げる。正規職員としての教員が、育児休業を取得する場合、そこへの人的補填で、非常勤講師を育児休業代替職員として任用を行っているが、今回の制度改正では、その非常勤講師は対象外である。いわゆる代替職員の代替の制度となるものではない。

佐々木委員　　非常勤職員としての身分保証に関わるものではないかと思料するが、今回の制度改正により非常勤職員が育児休業を取得した場合、その育児休業期間中の給与、健康保険、社会保険等についての取扱いはどのようになるのか。

教職員課長　　正職員が育児休業を取った場合と同じような扱いとなる。身分の保証はあるが、給与については、育児休業期間中において無給となる。保険等については、基本的には継続の取扱いとなる。

佐々木委員　　非常勤職員で育児休業を取得する場合、その期間中の保険料等を支払い続けることになり、それによって、身分が保証されるということになるのか。私の周辺の話で言えば、看護師等が育児休業を取得すると、その期間中は社会保険料や健康保険料の支払いが、かなり負担になっている。育児休業ということで給与の何割というものの支給はあるが、そういった保険料等の支払いに苦労しているという話をよく聞くところである。

不明な部分もあると思うので、後日にでも、詳細を確認して教えていただきたい。

教職員課長　　非常勤職員の場合につき、詳細を確認の上、御説明させていただく。

委員　　制度運用に関しての部分については、後日の報告ということにしたい。

(委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第5号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

(説明者：教育長)

資料は42ページから60ページまでとなる。44ページの新旧対照表を御覧願いたい。

今回の改正は、高等学校等育英奨学資金貸付条例における育英奨学資金貸付時に必要としている保証人等について、連帯保証人及び保証人を各1名必要としたところを、今後、保証人1名で足りることとする条例改正案が平成23年5月議会で可決されたことから、高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則について、所要の改正を行おうとするものである。

詳細については、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

今回の改正は、保証人を連帯責任のある保護者1名とする「高等学校等育英奨学資金貸付条例」改正案が平成23年5月議会で議決されたことから、高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則について改正を行おうとするものである。これまでは保護者を連帯保証人とし、同一世帯以外の方を保証人として、合わせて2名の保証人を必要としていたが、経済的理由により就学が困難な家庭が保護者とは別に保証人を立てることができずに、奨学金の貸付けを受けられないことがないようにするものである。

44ページの新旧対照表で御確認願いたい。第10条第1項中の「連帯保証人」を「奨学資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人」に改め、同条第2項を削除し、同条第3項中の「連帯保証人又は保証人」を「奨学資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人」に、「連帯保証人等変更願」を「保証人変更願」に改め、同項を同条第2項とするものである。

また、第22条第1項第7号中の「連帯保証人又は保証人」を「奨学資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人」に、同条第3項中の「連帯保証人」を「奨学資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人」と改めるものである。

様式については、資料の新旧対照表のとおりであり、様式第1号の1から様式第2号、様式第5号の1から様式第5号の2、様式8号及び様式10号から様式第16号までの「連帯保証人」欄を削除し、新たな様式に改めようとするものである。

改正後の規則は、条例と同日に公布し、施行するものとしている。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(質 疑)

勅使瓦委員 別途、連帯保証人と保証人の両方を必要としないということは、非常にいいことであると考えます。

参考までに、返済者本人と連帯保証人が償還できなくなり、最終的に保証人が償還を行ったというケースはあるのか。

高校教育課長 実際のところの詳細は資料を持ち合わせていないため、把握していないものである。

青木委員 「連帯して債務を負担する保証人」と「連帯保証人」とは相違するのか。その相違点を伺いたい。通常は、「連帯保証人」と「保証人」という相違点は了解できるが、この表現について、理解ができないものである。

高校教育課長 「連帯保証人」については、通常、保護者を想定しており、そのほかに「保証人」を必要としていたものである。今回の改正は、「保証人」という法律用語に、「連帯して債務を負担する」という表現を入れ、「保証人、連帯保証人の語句の整理を行う。」という趣旨に立った改正となっている。

青木委員 通常、債務者に連帯保証人がいる場合は、債権者はそのどちらにも請求ができるが、保証人の場合は、「債務者や連帯保証人が支払えない場合は、保証人が支払う。」となっており、この表現である「連帯して債務を負担する保証人」とは、どちらを意味するのか不明である。

高校教育課長 言葉の意味としては、「連帯保証人」となる。

青木委員 改正前のおり「連帯保証人」と表記しないのはなぜか。わかりにくくなっているのではないか。

高校教育課長 条例改正時において、「連帯保証人」に関して法律用語としての整理が行われたものであり、「保証人」として1名のみ必要ということである。

青木委員 その1名が、保証人なのか連帯保証人なのかということで、「連帯保証人です。」ということであれば、「連帯保証人」と表記するべきではないのか。「連帯して債務を負担する保証人」と表記されると、「連帯保証人」であるのか「保証人」であるのかわからなくなる。

委員長 法制執務上の理由になるのか。

青木委員 それがあるとなれば、その意図を知りたい。

佐々木委員 借りやすくするという今回の改正の意図からすると、「連帯保証人」ではなく「保証人」とされ、その保証人には誰でもなることができる、親である必要もなく、本人が償還できなくなったりした場合に償還できる立場の者であればいいと思われる。その趣旨に見合う表現として、「連帯保証人」であるのか「保証人」に連帯の説明がつくという存在とするのかが、整理されていれば支障はない。確認いただきたいと思う

教育長 今回の改正の趣旨は、佐々木委員御指摘の部分となる。改正に当たっての表現については、県の法制部門との調整で議論があったところであり、条例の改正時においても、議会において同様の議論があったところである。

今回は、条例改正時の表現と、規則改正の表現を整合させるというところからの提案としている。運用上に青木委員御指摘の誤解が生じないように配慮したい。

青木委員 そのようにお願いしたい。

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

1.2 課長報告等

(1) 宮城県震災復興計画(第1次案)について

(説明者：教育企画室長)

資料は、「課長報告(1)」と記した概要版と、別冊として「宮城県震災復興計画(第1次案)」となる。

まず、概要版の「1 趣旨等」と、「2 経過」ののところを併せて御覧願いたい。

県では、4月早々に震災からの迅速な復旧・復興への方向性などを記した「宮城県震災復興基本方針」を素案として取りまとめ、これまで外部有識者で構成されている宮城県震災復興会議などから、提言や意見などを伺ってきたところである。この「宮城県震災復興基本方針素案」をベースとして、今後10年間の道筋を示す復興計画を取りまとめたものが、本日資料の「別冊」である。

「3 第1次案のポイント等」を御覧願いたい。計画では、教育を含む7つの分野ごとに復興の方向性を整理している。その上で計画期間10年を3期に分け、それぞれの取組内容を提示するとともに、復興計画実現のため、国への提案・要望や、県民・市町村と一体となった取組を推進する10の復興のポイントを提示している。教育分野でのポイントは、『宮城の未来を担う人材の育成』、『災害に強いまちづくり宮城モデルの構築』となる。

ここで「別冊」を御覧願いたい。「宮城県震災復興計画(第1次案)」の目次では、8つの章から構成されているが、この構成は、以前配付した「宮城県震災復興基本方針素案」とほぼ同一である。

先ほど申し上げた復興の10のポイントは、目次中の「5 復興のポイント」にまとめられており、教育に関する部分は、(9)にある「宮城の未来を担う人材の育成」、部分的に関わる部分として、(1)「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」となる。

この別冊の19ページを御覧願いたい。「復興のポイント9. 宮城の未来を担う人材の育成」の「具体的な取組」に、3点掲げさせてもらっている。まず、「心のケアと防災教育の充実」については、早急に対応すべきこととして、児童生徒の心のケア、震災によって受けた心の傷から立ち直ることができるよう、全力を挙げて取り組んでいかなければならないということである。また、今回の震災体験を教訓として後世に活かしていくために、防災教育の充実に取り組んでいく必要があるということになる。

2点目が「志教育の推進」である。本県では教育振興基本計画に基づき、発達段階に応じた志教育を重点的取組として推進することとしており、そうした中で、今回の震災が起きたということになる。子どもたちは震災以降、否が応でも「社会の中の自分」、「社会とのつながりの中での自分」というものを自覚させられたと思われる。人間は社会の中での役割が求められ、その役割を果たすべき存在であるということを感じ取ったに違いないと考えている。そうした思いを持っている今だからこそ、県が提唱している志教育はまさに生きた教育となり、この志教育の一層の推進に取り組んでいくことが重要である。

3点目として、「宮城の復興を担う人材の育成」について、今後の産業構造を見据えた人づくりを行って

くというものである。この点は、高校教育のみならず、大学など、他の教育機関が担うべきところも含まれているが、産業に直結する人材育成は、郷土の復興・発展を支える上で極めて重要な視点であり、県としても、一層の意識をして取り組んでいく項目である。

11ページを御覧願いたい。「復興のポイント1. 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」中の「具体的な取組」の3番目を御覧願いたい。「安全な避難場所と避難経路の確保」となる。ここに、「学校の防災機能の充実・強化」を謳っている。今回、住民に身近な学校の多くが、避難所指定の有無にかかわらず地域住民の避難所となり、大きな役割を果たしたところである。それと同時に、多くの課題も見受けられることとなった。今回の震災を踏まえ、より強固な防災体制を構築することが必要であり、特に学校は、地域の防災拠点機能を担う役割を果たしていかなければならないとして、その考え方を盛り込んだものである。

以上が復興のポイントにおける教育分野に係る主な部分となる。

課長報告(1)と記された概要版に戻り、「4 今後の見通し」について、7月上旬にはこの計画の2次案を決定し、7月から8月には、この2次案をもとにパブリック・コメントや県民説明会などを開催し、県民からの意見を聴取するものである。8月には「計画の最終案決定」とあるが、8月くらいまでにはこのような形の手続きを踏んでいきたいと考えているものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青 木 委 員

11ページの「安全な避難場所と避難経路の確保」のところである。避難場所として学校が指定される場合は多々あり、今回も多くの人が避難してきたところで、色々と指摘されている。避難場所に避難はしたが何も無い。ストーブ1つない。例えば、今回は津波で水に囲まれたがボートもない。避難したはずが孤立してしまい食糧もないという事態になった。この計画の中に「防災機能の充実・強化」とあることから、避難所にあるべき準備物についての強化を、是非お願いしたい。

教 育 企 画 室 長

御指摘のとおりである。津波だけではなく、「防災」には風水害など全て含まれるものであり、今後はその点を踏まえて、体制の整備を図っていく必要があると認識している。国においても、学校における防災機能の強化について体制整備を図っていききたいという考えであり、国・県共に力を合わせて対応していききたいと考えている。

佐 々 木 委 員

19ページの「復興のポイント9」について、宮城県は確かに大きな震災に見舞われたものである。誤解を与えるかもしれないが、ある意味では、非常に貴重な経験、他に得られない経験をしたものである。その経験をむしろ力にすることから、「宮城の未来を担う」よりは、「日本の未来を担っていく」、「日本のリーダー、日本の防災対策等に先端的に関わっていく人間を育てていく」、そのような表現であってほしかったと考えるものである。もちろん、宮城の復興は大事なことであるが、子どもたちには、この経験をバネにして、「日本をリードしていく人」に育ててほしいと願うものである。

教 育 企 画 室 長

佐々木委員の思いは、きちんと受け止めて対応したいと考える。前回の教育委員会会議で報告申し上げた「教育復興懇話会」においても、ただいまの佐々木委員と同様の意見が寄せられたところである。その点について心していきたい。

委 員 長

復興に関して私が行っている活動についての情報提供である。仙台市から委託された「海岸公園冒険広場」について、指定管理者の契約は5年間で継続しているが、今年度は震災によりオープンできず、指定管理料がなくなるという状況になってしまった。それでも、心の傷を持った子どもたちが遊ぶということは大切だろうと思い、六郷や七郷の学校を借用して、どうにか続けようと努力している。子どもが心の傷を後々まで引きずらないようにするための自己回復力というものがあるとすれば、それは、たぶん「遊び」が一番強い力を持っていると確信している。

阪神・淡路大震災の時には、神戸市から公園を借りて「冒険遊び場」を運営した。今回も全国から応援の声が上がり、ボランティア団体の協力を得て、気仙沼の大谷海岸の

近くで、「冒険遊び場」を5月から実施しており、当初は7月までの予定でいた。プレイヤーと呼ばれる自動車もようやく手配がつき、遊具を積んで、大谷海岸付近以外にも出かけて行く活動を行っている。500万円の寄付金を集めて活動を行う目当てでいたところ、それ以上に寄付が集まったことから、現在では9月まで実施できそうな見込みとなっている。その後については、この活動を途絶えさせたくないの、地元の人たちにバトンを渡したいと考えている。震災で仕事を失った人たちが多くいることから、そのような人たちが雇用という形で、冒険遊び場の運営を続けていくことができないか話し合いを地元で行っている。

私自身としては、まずは何かをすることが先決であると思っている。それが、距離の問題や、人の数、資金の問題など色々あるため、県内で1ヶ所となっている。

(2) 平成24年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明者：高校教育課長)

資料は2ページと3ページとなる。

「Ⅰ 入学者選抜方針」については、昨年12月の教育委員会で報告申し上げており、すでに公表しているものである。「Ⅱ 入学者選抜概要」については、入学者選抜要綱を作成するに当たり、[1]の「募集」、[2]の「出願の手続」、[3]の「適性検査」、[4]の「選抜方法」、[5]の「選抜に関する日程」について、その骨子をまとめたものである。内容については、年度が改まり、月日、曜日に変更になったほかは、基本的には平成23年度入学者選抜方針と同様である。一部追加した部分は、2ページの[2]「出願の手続」の「2 入学願書等の提出」のただし書きである。東日本大震災により被害を受けた児童については、「県立学校条例」の定めるところにより、出願時の選抜手数料を免除できることとしている。

なお、このほかの震災に係る対応についても、別途措置することを検討している。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青 木 委 員
高 校 教 育 課 長

この「被害を受けた者である」というものは、被災証明等によって確認するのか。公立高校入試の二次募集と同様、何らかの証明をお願いすることとなる。二次募集の際は、急遽のことであり、学校長の証明としていたが、今回は時間も経過していることとなることから、必要な添付書類を求めるものと考えている。

青 木 委 員

いま、高速道路の料金免除の話で、被災証明が乱発されているという話が出てきている。仙台市でも「停電していれば被災証明を発行する。」ような話であるが、石巻市では、とてもそこまで手が回らないため、「停電だけでは発行しない。」という話になってきている。住んでいる場所で差が生じるという心配がある。

高 校 教 育 課 長

小学校長による署名書きということもある。出願する子どもたちが在籍する小学校の学校長に、被災状況等を把握してもらった上で、その旨の署名をするという予定でもいる。

青 木 委 員
高 校 教 育 課 長

被災証明の定義があいまいになっていることから、よろしく願います。御指摘の部分を踏まえて、準備を行いたい。

(3) 平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜について

(説明者：高校教育課長)

別冊とした資料の1ページ目を御覧願いたい。

「1 募集定員」について、全日制課程の募集定員は、県立高校14、120人となり、前年度における14、202人と比べて80人の減となる。これは女川高校の募集停止に伴うものである。市立高校については、仙台市立仙台星陵中等教育学校後期課程の140人の募集がなくなったこと、石巻市立女子高校及び石巻市立女子商業高校において、それぞれ1学級減を行うことによって、合わせて1、040名となり、昨

年に比べて220人の減となっている。合計で15,160人となり、昨年度に比べて300人の減となる。

次に、定時制課程の募集定員は、県立840人、市立200人となり合計1,040人である。通信制課程については500人で、昨年度と同様である。

続いて、定員以外の内容について、「2 一括募集実施校」は、資料のとおり3校であり、昨年度と同様である。「3 推薦入試実施校」について、これは平成24年度入学者選抜をもって廃止する推薦入試となるが、全校・全学科で実施するものである。全日制課程73校138学科、定時制課程13校21学科での実施となる。「4 推薦入試における面接実施校のうち「自己表現」を行う学校」は、迫桜高校の1校となり、一般入試での実施校はないものである。「5 推薦入試において「口頭による試問」を行う学校は、新たに米谷工業高校が実施することになり、6校となる。「6 推薦入試において「英語による面接」を行う学校は、仙台東高校英語科の1校である。「8 一般入試における傾斜配点実施校」については、昨年度実施していた仙台上山高校理数科と多賀城高校で実施しないことから、昨年度より2校減の5校となる。「9 一般入試における面接・実技の実施校」について、全日制課程での面接は、普通科5校を含む13校、実技は3校での実施となり、定時制課程では、昨年度同様11校で個人面接、1校で集団面接を実施するものである。「10 連携型中高一貫教育に関する入試」では、志津川高校において、連携中学校からの志願者を対象とした入学者選抜として連携型入試を平成17年度から実施している。連携型入試の実施日は、推薦入試の実施日と同じであり、連携型入試の実施内容は、選抜方針の変更に伴い、集団面接に加えて国語・数学・英語の基礎学力を見る適性検査となる。「11 併設型中高一貫教育に関する入試」について、併設型中高一貫教育を実施している古川黎明高校では、学校教育法施行規則第116条により併設型中学校の生徒の入学者選抜は行わないものである。よって、推薦入試及び一般入試では、収容定員240名から併設型中学校の80名を除いた160名を募集するものである。また、仙台二華高校については、併設型中学校開設2年目であり、推薦入試及び一般入試で収容定員分の240名を募集するものである。

5ページ以降の資料2については、各学校の推薦入試・一般入試の実施内容等を一覧化しているものとなっている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) | 質疑なし。

(4) 学校の屋外プールの水質サンプル検査結果について

(スポーツ健康課長)

資料は4ページと5ページとなる。

「1 目的」について、本県の空間放射線量率や水道水に関する環境モニタリングの結果では、いずれも健康に影響を与えるレベルではない結果が示されている。また、プールの利用について、文部科学省からは制限すべきとの通知等がないことから、プール水の放射性物質に関する検査は実施していないものであったが、保護者等からの不安の声を受け、今般、サンプル検査を実施したものである。「2 検査実施校数」については、合計49校である。その内訳は、小中学校が42校、県立高等学校が5校、特別支援学校が2校となっている。小中学校については、仙台市が10校、仙台市以外の各市町村から1校として、希望を取った結果となっている。「3 検査分析機関」は、東北大学に協力を依頼して行っている。「4 検査日」については、1回目を6月14日から24日に実施しており、検査は8月まで同じ学校で3回行うこととしている。2回目は7月14日から22日まで、3回目は8月4日から11日までを予定している。「5 検査結果(1回目)」は、プールへの給水の都合で1回目の検査に間に合わなかった2校を除く47校全てにおいて、放射性物質は検出されなかったものである。検査学校は、別紙検査結果一覧表を御覧いただきたい。「6 検査結果の取扱い」については、随時記者発表を行うほか、宮城県のホームページに掲載を行うものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

- 青 木 委 員 放射線物質は放出されているのか。
- スポーツ健康課長 福島第一原子力発電所事故に関しては、いまだ放出されている。
- 青 木 委 員 そうであれば、随時検査は必要ということで了解である。
- 佐 竹 委 員 南風に乗ってくると理解している。2回、3回と検査するようであるが、検査対象の選択はどのようにしているのか。
- スポーツ健康課長 希望を取り、その求めに応じて検査をするという形としている。
- 佐 竹 委 員 学校の希望となるのか。
- スポーツ健康課長 そうなる。その背景としては、食品衛生法に基づいて飲料水を検査しているが、放射性物質は検出されていないことから、その水を使用しているからプール利用に支障はないと思っているものであるが、不安の声を踏まえて、今回、サンプル検査に着手したものである。
- 勅 使 瓦 委 員 単純に、検査について日にちだけで区切っているのか疑問である。例えば、雨が降ったときなどは、空気中の放射性物質がプールに混入し、影響が出てくる可能性があるのではないかと。それから、プールに給水したばかりであれば、検出されないかもしれないが、それから1週間、1ヶ月たってからという条件での検査も必要ではないかと考える。
- 加えて、小学校、中学校で、仙台市を除いて各市町1校ずつであり、現実のところを言えば、それぞれの学校によって立地条件がかなり違っている。果たして、この検査で実態がわかるのか疑問である。これから、南風となってくる。私の住む仙南地区では、住民の方々は風向きを気にしている状況にある。そう考えると、校庭の土も含め、小学校・中学校のプールについては、今後、なおのこと心配である。
- スポーツ健康課長 市町村の希望を尊重して検査を行っているものであるが、市町村によっては、この結果を踏まえて、プールの使用を行っているところもある。今後3回、8月まで時間経過の中での検査において、委員御指摘の点についても、結果が出てくるものと考えている。
- 勅 使 瓦 委 員 一番心配なのは各市町村で、その考え方に差があるということである。住んでいる市町村によって、放射性物質に対する対応状況が違うということが困ってしまう部分ではないか。市町村職員や議員の方々と話をすると、その認識の強弱について不安を感じるものである。市町村任せということではいいのだろうかと思ってしまう。
- スポーツ健康課長 専門家においても意見が分かれている状況である。明日、宮城大学を会場にして、県内の養護教諭を対象とした研修会を実施するものであり、その点について十分な判断ができるよう、専門家の意見を聞く機会を提供することとしている。
- 佐 竹 委 員 希望を取って検査ということもわかるが、「この辺が危ないかもしれない。」という点については、県からも目配り、気配りをお願いしたい。
- スポーツ健康課長 そのように心掛けたい。

1 3 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長 次回の定例会は、平成23年7月15日(金)午後1時30分から開会する。

1 4 追加説明

第4号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について
(教職員課長)

非常勤職員が育児休業を取った場合の処遇について確認を行った。社会保険料については、免除の手続きがある。なお、育児給付金が出る制度もある。以上である。

15 閉 会 午後5時9分

平成23年7月15日

署名委員

署名委員